10　公共交通

都営交通無料乗車券

対象者　次のいずれかにあてはまる方
（1）身体障害者手帳をお持ちの方
（2）愛の手帳をお持ちの方

内　容　都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付します。
無料乗車券を提示すると運賃が無料になります。

申　請　必要なもの
（1）身体障害者手帳または愛の手帳
（2）現在お使いの無料乗車券（更新の場合）
受付場所：障害者支援課（新規・更新）（磁気式）
都営地下鉄及び日暮里･舎人ライナーの定期券発売所（更新）（IC カード式）
磁気式から IC カード式への変更：都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

問合せ　障害者支援課　FAX03-3647-4910
身体障害相談係　☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
愛の手帳相談係　☎ 03-3647-4954

都営交通の介助者割引

対象者　次のいずれかにあてはまる方
（1）身体障害者手帳をお持ちの方の介助者
※都営地下鉄は次のいずれかの場合に限ります。
①第 1 種身体障害者手帳をお持ちの方の介助者
②第 2 種身体障害者手帳をお持ちの方が 12 歳未満で、かつ定期券を利用する時の介助者
（2）愛の手帳を所持する方の介助者

内　容　手帳を提示すると割引を受けられます。無料乗車券のみの提示では、介護者割引の適用はありませんのでご注意ください。
割引率：普通乗車券、定期券とも 5 割引（都営バス定期券は 3 割引）

問合せ　23 区内の都電、都バス、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
都営交通お客様センター☎ 03-3816-5700

精神障害者都営交通乗車証

対象者　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。）

内　容　都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車証を交付します。乗車証を提示すると運賃が無料になります。

申　請　必要なもの
（1）乗車証発行窓口にある申請書
（2）精神障害者保健福祉手帳（別冊を含む一式）
（3）乗車証（更新の場合）

問合せ　東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当
☎ 03-5320-4464
23 区内の都電・都営バスの定期券発売所（紙券）
23 区内の都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（磁気券、IC カード）

有料道路通行料金の割引

対象者　次のいずれかにあてはまる方で、事前に窓口またはオンラインで申請された方
※必ず事前の申請が必要です
（1）身体障害者ご本人が自動車を運転する場合（身体障害者手帳 1 ～ 6 級）
（2）重度（第 1 種）身体障害者または重度（第 1 種）の知的障害者が、介護者の運転する自動車に乗車する場合

内　容　割引率：5 割引
対象車両：
①自動車を事前登録する場合（ETC レーンやスマートインターチェンジご利用の場合は、自動車の事前登録が必要となります。）
※障害者本人が運転する乗用自動車などで、原則として障害者本人または家族が所有する自動車（営業用は除く）
②自動車を事前登録しない場合（料金所の ETC 専用レーン、スマートインターチェンジはご利用いただけません。）
・知人等の所有する自動車
・レンタカー
・車検時の代車
・タクシー（第 1 種の方のみ）
・福祉有償運送車両（第 1 種の方のみ）、等
※重度の障害者（第 1 種）の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時、または、乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。
利用方法：
①の場合：ETC 専用レーンやスマートインターチェンジをノンストップでご利用いただけます。（事前登録した自動車のみ）
①の場合で、料金所にて現金等で支払う場合や、②の場合で通行料金を支払う際、料金所で手帳を提示し、料金所係員の確認を受けます。

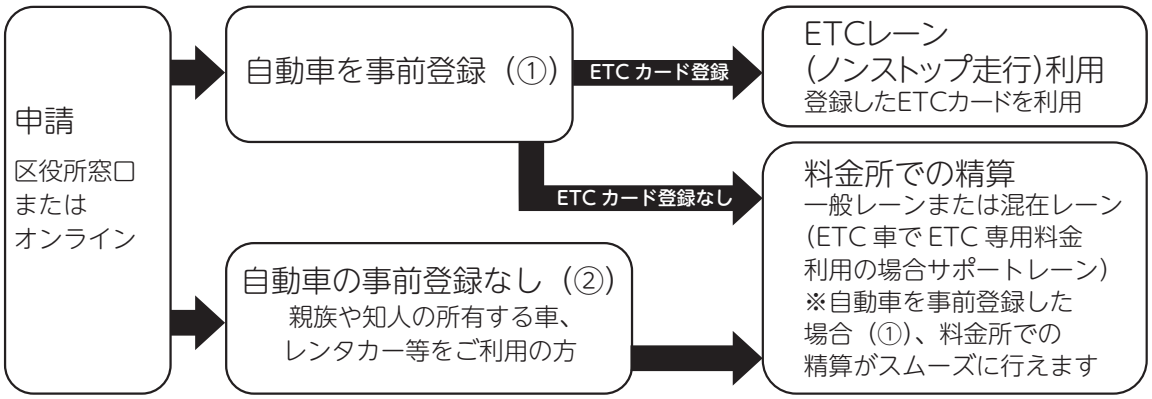

申　請　次のいずれかの方法で申請いただけます

（1）窓口での申請：

区役所窓口で手帳に必要事項の記入等を受けてください。

必要なもの：

書類名	手続き内容		必要なケース
	①の場合	②の場合	
障害者ご本人の手帳	○	○	常に必要
車検証原本	○	×	自動車を登録する場合
割賦契約書または リース契約書	○	×	割賦契約または長期リースで 自動車を利用されている場合
ETC カード	○	×	ETC レーンご利用の場合
ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書等	○	×	ETC レーンご利用の場合
運転免許証	○	○	障害者ご本人が 運転される場合（第 2 種の方）

※ 2023 年 1 月以降に自動車検査証（車検証）を発行された方は、車検証原本に加え、「自動車検査証記録事項」（紙に印刷されたもの、または、スマートフォンの車検証閲覧アプリで読み取った画面の提示）も必要です。

※割賦契約または長期リースの方の「使用者の氏名または名称」は、原則として障害者本人または家族のみとなります（営業用は除く）。

（2）オンラインによる申請：

詳細については、以下の URL からご確認ください。

オンライン申請受付サイト

https://www.expressway-discount.jp

※オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。

問合せ　障害者支援課　FAX03-3647-4910

身体障害相談係　☎ 03-3647-4953（深川地区)、03-3647-4958（城東地区）

愛の手帳相談係　☎ 03-3647-4954

首都高お客様センター（24 時間）

☎ 03-6667-5855（通話料有料）FAX03-3249-1161

首都高速道路株式会社

ホームページ：　https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/

民営バス料金の割引

対象者　次のいずれかにあてはまる方
（1）身体障害者手帳をお持ちの方と介護者（介護者は第 1 種のみ）
（2）愛の手帳をお持ちの方と介護者
（3）東京都が発行する、写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内　容　割引率：上記（1）（2）の方：5 割引　※定期券は 3 割引（小児定期は割引なし）
上記（3）の方　：5 割引　※定期券は割引なし

利　用　障害者本人が利用する場合は、運賃支払いの際に手帳を提示して下さい。
身体障害者手帳第 1 種または愛の手帳をお持ちの方で介護者を必要とする場合は、手帳を持参し、事前に「心身障害者民営バス乗車割引証」の交付を受けてください。

問合せ　対象（1）（2）の方　障害者支援課　FAX03-3647-4910
身体障害相談係　☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
愛の手帳相談係　☎ 03-3647-4954
対象（3）の方　各バス会社へお問い合わせください。

JR 旅客運賃の割引

対象者　身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（令和 7 年 4 月 1 日からの予定）をお持ちの方と介護者

内　容

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第 1 種障害者が介護者と利用する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券 普通急行券	5 割 介護者も同率	全線
12 歳未満の第 2 種障害児が介護者と利用する場合	定期券（小児を除く）		
第 1 種及び第 2 種障害者が 1 人で利用する場合	普通乗車券	5 割	全線 ※片道 100km を越える区間に限る。

※第 1 種と第 2 種の区分は手帳に記載されています。

利　用　身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に提示し、乗車券等を購入してください。なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。

問合せ　JR 各駅

私鉄旅客運賃の割引

対象･内容　ＪＲの場合に準じますが、異なる場合もあります。
利　用　身体障害者手帳または愛の手帳を発売窓口に提示し、乗車券等を購入してください。
乗車中は必ず身体障害者手帳または愛の手帳を携帯してください。
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、今後割引が実施される予定です。詳細は各鉄道事業者にお問い合わせください。
問合せ　私鉄各駅

タクシー運賃の割引

対象者　身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
内　容　運賃が 1 割引になります。
※精神障害者割引については、一部未実施の事業者があります。
利　用　乗車時にタクシー乗務員に手帳に貼付された写真を提示してください。
問合せ　一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
☎ 03-3264-8080　FAX03-3221-7665
〒 102-0074　千代田区九段南 4-8-13　自動車会館 6 階

航空運賃の割引

対象者　身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方とその介護者 1 名
※一部の航空運送事業者において、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されます。
内　容　国内線の航空機を利用する場合、運賃の割引制度があります。
割引の内容や対象者等は、会社により異なりますので、詳細は各航空会社へお問い合わせください。
問合せ　各航空会社

フェリー旅客運賃の割引

対象者　身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方とその介護者 1 名（第 2 種身体障害者は本人のみ）
内　容　障害者がフェリーを利用する場合、運賃の割引制度があります。
割引の内容や対象者等は、会社により異なりますので、詳細は各フェリー会社へお問い合わせください。
問合せ　各フェリー会社